



今月のテーマ **納税環境整備に関する税制改正**

令和2年12月10日に令和3年度税制改正大綱が公表されました。今回の改正は「小粒」な顔ぶれですが、先日話題になりました「脱ハンコ」といった納税者の煩わしさが軽減される改正案がありましたので、今回はそれを含めた納税環境整備に関する税制改正についてご紹介いたします。なお、下記は執筆現在において法案成立前の内容ですので、その旨ご了承ください。

1. 押印義務の見直し

政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長や地方公共団体の長に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務が廃止されます。下図のように一部の例外を除いて税務署等に提出する書類への押印は不要となります。

この改正は令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。

(財務省資料より一部加筆)

税務関係書類の分類		押印の要否
原則	(1) 全般(例:確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書、各種届出書)	不要
例外	(2) 担保提供関係書類(例:不動産 抵当権設定登記承諾書 、第三者による納税保証書)	要
	(3) 遺産分割協議書(例:相続税・贈与税の特例における添付書類)	

※上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調書等への押印義務は必要となります。なお、国税の犯則調査とは、いわゆる税務調査とは異なる特別な調査を指します。

2. 電子帳簿等保存制度の見直し

経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上を目的として、帳簿書類を電子的に保存する際の手続が抜本的に簡素化されます。以下は令和4年1月1日以後適用されます。

帳簿等

現行

電子帳簿等保存



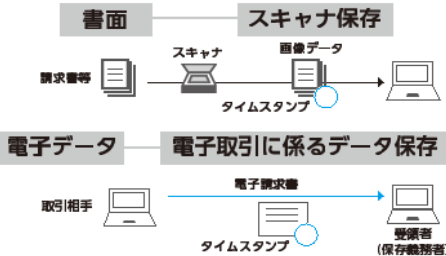
- 税務署長の事前承認が必要 (図は財務省資料より)
- 検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフト等の利用者は紙での保存が必要

改正案

- 税務署長による**事前承認を廃止**。
- モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。)も、**電子データのまま保存することが可能**。
- 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、**インセンティブにより差別化**(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除を10万円上乗せして65万円)。

受領する請求書等

現行



- 税務署長の事前承認が必要
- 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要
- 一定日数以内のタイムスタンプ付与の徹底が困難
- 保存データに対する高度な検索機能を確保できない場合は紙での保存が必要

改正案

- 税務署長による**事前承認を廃止**。
- 紙原本による**確認の不要化**(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。
- 電子データの改ざん等による不正に対しては、**重加算税を10%加算**。
- タイムスタンプ付与までの期間を**最長約2カ月以内に統一**。
- 検索要件について、「**日付、金額、取引先**」に限定するとともに、**一定の小規模事業者については不要化**。

3. 新たな納付手段の創設

[TaxNewsNo.32](#)でご紹介した納税方法に加え、納付書で納付することができる全ての税目に対して、30万円以下の納付税額についてはスマートフォンのアプリ決済サービスを使用して納付することが可能となります。

この改正は令和4年1月以降に提出される申告書により確定した納付税額から適用されます。